

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和5年3月29日（諮問第38号）

答申日：令和6年3月18日（答申第40号）

事件名：一時保護処分に関する行政文書の部分開示決定処分に対する審査請求に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、秋田県南児童相談所長が審査請求人について行った一時保護処分に関する行政文書に記録された個人情報（以下「本件対象情報」という。）について、令和3年12月28日付け個人情報部分開示決定処分（以下「当初決定」という。）及び令和4年11月29日付け個人情報部分開示変更決定処分（以下「変更決定」という。）（以下当初決定及び変更決定を合わせて「本件処分」という。）において非開示とした部分のうち、別表1の通し番号125、130、142、145、150（個人名に関する情報を除く。）、192、224のうち第二文の部分、231、310（個人名に関する情報を除く。）については開示すべきである。

実施機関がその他の部分について非開示としたことは妥当である。

### 第2 適用関係等

- 1 本件処分は、廃止前の秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。令和5年4月1日廃止。以下「旧条例」という。）の規定に基づいて行われたものであるから、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田県条例第49号。令和5年4月1日施行）附則第4項の旧条例の廃止に伴う経過措置（旧条例に規定する個人情報の開示については、なお従前の例による。）により、旧条例の規定の適用について判断したものである。
- 2 実施機関は、本件審査請求が提起（令和4年3月28日付け）された後、職権で変更決定を行い、当初決定における非開示部分の一部を開示している。当審査会では、変更決定後も非開示となっている部分について、その妥当性について調査審議を行った。なお、本答申において「非開示部分」とは特に断りが無い場合、変更決定後も非開示となっている部分をいう。
- 3 本答申において非開示部分を示す方法は、別表1・本件処分における非開示部分及び非開示理由の「通し番号」によるものとする。

### 第3 諮問に至る経緯

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、令和3年12月3日、旧条例第14条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、秋田県南児童相談所長が審査請求人について行った一時保護処分に関する行政文書一式についての開示請求を行った。

## **2 実施機関の当初決定**

実施機関は、令和3年12月28日、上記1の開示請求に対し、旧条例第19条第2項の規定に基づき、部分開示決定処分（当初決定）を行い、審査請求人に通知した。

## **3 審査請求**

審査請求人は、令和4年3月28日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、当初決定を不服として実施機関に対し本件審査請求を行った。

## **4 実施機関の変更決定**

実施機関は、令和4年11月29日、旧条例第19条第2項の規定に基づき、職権で非公開部分を変更する決定処分（変更決定）を行い、非開示部分の一部の開示を行い、審査請求人に通知した。

## **5 諮問**

審査庁は、令和5年3月29日、旧条例第30条第1項の規定に基づき、本件審査請求について、秋田県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

# **第4 審査請求人の主張の要旨**

## **1 本件審査請求の趣旨**

本件審査請求の趣旨は、本件対象情報に関して実施機関が行った当初決定について、その取り消しを求めるというものである。

## **2 本件審査請求の理由**

審査請求書において審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、次のとおりである。

審査請求人は、令和3年12月28日付けで、秋田県知事から当初決定を受けた。

しかしながら、当初決定は、「開示することにより、児童相談所における相談指導等業務に支障をきたし、また、将来の同種の事務の目的が達成できなくなるおそれがあるため」、「児童虐待及びその内容に関する情報」を開示しないこととしているが、上記の「支障」の程度については、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要と解されており（大阪地裁平成20年1月31日判決）、さらに、これらの要件の判断にあたっては、個人情報開示請求をした者が当該情報を知る利益と、客観的具体的に想定さ

れる当該情報を開示することにより生じる不利益とを比較考量して判断すべきものとされている（東京地裁平成25年2月7日判決）。

本件においては、成人となった審査請求人が、未成年の間に受けた一時保護処分に関し全ての情報を知る利益が、客観的具体的に想定される、当初決定によって不開示とされた情報を開示することにより生じる不利益よりも遙かに大きいものと考えられるから、当初決定は、旧条例第16条第7号の解釈・適用を誤った違法があるというべきである。

## 第5 実施機関の説明の要旨

### 1 弁明書による説明

実施機関は、本件対象情報について部分開示決定を行った理由を次のように説明している。

#### (1) 非開示部分ごとの開示しない理由

個別の開示しないこととした部分（非開示部分）ごとの開示しない理由については別表1・本件処分における非開示部分及び非開示理由に記載のとおりである。（なお、実施機関は、後述の2意見陳述による説明のとおり、非開示とした根拠条項及び理由の変更又は修正をしており、別表1・本件処分における非開示部分及び非開示理由の記載はこれらの変更又は修正を反映したものとなっている。）

#### (2) 旧条例第16条第7号の該当性

個別の非開示理由については別表1・本件処分における非開示部分及び非開示理由に記載のとおりであるが、以下では、本件処分の非開示情報を開示することにより、児童相談所における相談指導等業務に支障をきたし、また、将来の同種の事務の目的が達成できなくなるおそれがあるため旧条例第16条第7号に該当することについての総論を述べる。

##### ア 児童相談所の機能

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保護するため同法第12条第1項の規定により設置されている機関である。

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県等に設置される。

児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、家庭その他からの児童の福祉に関するしつけ、不登校等の児童育成上の問題に関する

もの、児童の養護、虐待、非行等に関するもの、知的障害、自閉症等の障害に関するものなどの様々な問題等について相談に応じて、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した措置をとるもので、措置の決定に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、児童福祉司その他の様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施している。

#### イ 関係機関等から収集する情報について

児童相談所においては、相談援助活動を効果的に実施するため、児童や保護者の問題の性質や生活環境等について、専門的・学問的知見に基づいて分析し、合理的見地から最善の処遇方針等を検討する必要性がある。このため、関係者や関係機関との密な連携による協力関係を構築し、児童や保護者についての情報を収集することは、相談援助活動を実施する上で非常に重要である。例えば、ケース検討会議は、通告の内容を受けて、児童相談所と関係機関との間で今後どのような方針により対応を行っていくことが適当かを判断するため必要な内容を協議しているものである。関係者や関係機関から収集され、記録される情報は、構築された協力関係によって提供されるもので、児童相談所以外に開示されることを想定しないで提供される率直な所見等が多く含まれる。

このような児童相談所の職員が関係者や関係機関から収集した情報を開示することとなれば、児童相談所への情報提供に消極的になったり、率直な所見等詳細な情報が提供されなくなるなどして、今後同種の相談援助業務において協力が得られなくなることや詳細な情報が十分に収集できなくなるのが具体的に想定され、児童相談所の相談援助業務に支障をきたす具体的なおそれがある。

#### ウ 児童相談所職員の所見等の記載について

前述のとおり児童相談所においては、相談援助活動を効果的に実施するため、児童や保護者の問題の性質や生活環境等について、専門的・学問的知見に基づいて分析し、合理的見地から最善の処遇方針等を検討する必要性がある。このため、各記録の作成に当たっては、単なる事実の記載ではなく、児童相談所が心理面接や相談援助活動実施時における対象児童や保護者の言動等を観察・分析していった評価や判断を記すこととして運用されている。

これらの情報は、児童相談所が本件児童に対する相談援助を進める

にあたり、担当の児童福祉司その他の児童相談所職員の医学的・心理学的・社会的見地による本件児童に関する率直な評価、判定、所見等でありのままに記載したものであるから、これを開示すると今後対象児童と同様の立場にある児童について詳細な記載ができなくなる、あるいは、当該情報を開示することにより、調査の過程又は基準が明らかになるなど、当該事務及び今後の同種事務の適正な執行に支障が生ずる具体的なおそれがある。

#### エ 虐待通告者を特定できる情報について

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条は、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。」と定めている。また、同法第7条は、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定めている。例えば、虐待通告受付票に記載されている情報には、本件対象児童に対する虐待を通告した者を特定できる情報が含まれており、これは同法の定めるところにより児童相談所が外部に明らかにすることが禁じられているものである。

また、実質的にみても、各記録は虐待通告者から聴取した情報を基に記載されるものであり、その記載された内容から、虐待通告者がどのような情報を持つ者であるか、そこから虐待通告者が誰であるかが判明するおそれがある。虐待通告者は、「虐待でなかったらどうしよう」と通告することを躊躇する気持ちや、「恨まれたり、責任を問われるのではないか」と通告後の事態への危惧感から不安な心理状態で通告してくることが多く、虐待通告者が誰であるか、どのような内容で通告したのかを開示することによって、通告すること自体を躊躇わせ、萎縮させるおそれがあり、また、詳細な情報での通告が阻害されるおそれがある。

#### オ 結語

以上のとおり、本件処分の非開示情報を開示することにより、児童相談所における相談指導等業務に支障をきたすおそれというのは、「支障」の程度は決して名目的なものにとどまるものではなく、実質的なものであって、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が大きいと認められるものである。審査請求人の知

る利益が本件処分の非開示情報を開示することにより生じる不利益よりも大きいとはいえない。

したがって、本件処分は、旧条例第16条第7号の解釈・適用を誤ったものではなく、適法になされたものである。

## 2 意見陳述による説明

(1) 実施機関の意見陳述において、次の非開示部分について、別表2・非開示とした根拠条項及び理由の変更又は修正のとおり非開示理由を変更又は修正している。

ア 通し番号91、124、163、221、224、310

記載された情報が開示請求者以外の個人情報に該当するとして、非開示とした根拠条項を同条第7号から同条第3号に変更し、非開示理由を変更するもの。

イ 通し番号106、108、123、143、198、217、220

根拠条項は同条第7号であるものの、記載された情報が児童相談所職員の所見等に該当するとして、非開示理由を変更するもの。

ウ 通し番号10、16、20、25

非開示部分の一部について、記載された情報が児童相談所職員の所見等にも該当するとして、非開示理由を変更するもの。

エ 通し番号321、322

弁明書添付の非開示部分一覧に記載した非開示理由が記載の誤りであるため、非開示理由の記載を修正するもの。

(2) 上記のほか、変更決定における墨塗り部分の一部について、墨塗り部分の誤りがあり開示すべき部分が開示されていなかったため、墨塗り部分の修正を行い、審査請求人に対し修正して開示したものを交付している。

## 第6 調査審議の経過

- 1 令和5年 3月30日 諮問の受付
- 2 同 年 7月12日 審議
- 3 同 年 8月31日 指名委員による検討
- 4 同 年 9月26日 審議
- 5 同 年11月10日 実施機関による意見陳述  
実施機関による非開示とした根拠条項の理由の変更又は修正
- 6 同 年12月13日 審議
- 7 令和6年 2月 2日 審議
- 8 同 年 3月18日 審議

## 第7 審査会の判断の理由

## 1 本件対象情報及び本件処分について

本件対象情報は、秋田県南児童相談所長が審査請求人について行った一時保護処分に関する行政文書に記録された個人情報である。

実施機関は、本件処分において非開示部分が旧条例第16条第3号（開示請求者以外の個人情報）及び同条第7号（事務・事業情報）に該当するとしている。

## 2 旧条例第16条第3号の該当性について

(1) 旧条例第16条第3号本文は、開示請求に係る個人情報の本人以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該本人以外の個人に関する情報を開示することにより、当該個人の権利利益を侵害するおそれのある情報を非開示情報として規定している。

(2) 実施機関は、通し番号32、34～36、39、42、44、45、53、61、63、65、66、70～75、77～80、83、85、86、88、90～93、95～99、101～105、107、109～118、120、124、126、129、131、134、138、140、144、146～149、151、153～155、157～160、162、163、173、176、178、180、183、188～191、193、194、202～204、206、210、212～215、221、224～226、232～234、236～239、242、247、248、252、256、258～261、266～268、271、272、274、277、278、280、283、284、287、290～292、295～300、303～305、307、308、310～312、314、316、317、320、323、327、329、331～333、335～337に記載されている情報について同号が該当するとしている。（このうち61、88、90、92、107、110、111、131、157については同条第7号にも該当するとしている。）

(3) 当審査会が当該非開示部分に記載されている情報について検分したところ、通し番号224、310の記載の一部（224のうち第二文の部分。310のうち個人名（入所児童）に関する情報以外の部分。）以外の非開示部分には〇〇〇〇〇、〇〇〇〇の職員等の氏名、〇〇〇〇〇に入所している児童に関する情報、審査請求人の親族等に関する情報が記載されていることが確認できた。

これらの情報については、開示することによって、直接又は他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別できる情報が明らかとなり、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められ、また、いずれの情報も旧条例第16条第3号の例外規定に該当しないこと

から、同情報につき実施機関が非開示としたことは妥当である。

- (4) 一方、①通し番号224のうち第二文の部分、②通し番号310のうち個人名(入所児童)に関する情報以外の部分は、開示することによって、直接又は他の情報と結びつけることにより特定の個人を識別できる情報が明らかとなるものではなく、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるとは認められず、旧条例第16条第3号に該当するものではない。また、その記載は、単なる事務的な連絡を内容とするもの(224)、審査請求人の言動を記載したもの(310)であるから、これを開示することにより、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものとは認められないから、旧条例第16条第7号に該当するものでもない。

したがって、上記①通し番号224のうち第二文の部分及び②通し番号310のうち個人名(入所児童)に関する情報以外の部分に記載されている情報については、開示するのが妥当である。

なお、通し番号310の個人名(入所児童)に関する情報については、審査請求人が供述した内容を記載したものであるが、当該供述及び情報が記録された時から相当期間が経過しており、審査請求人が現在記憶している情報とは必ずしもいえないことや、対象となる入所児童の権利利益の保護の必要性の大きさを考慮すると、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

### 3 旧条例第16条第7号の該当性について

- (1) 旧条例第16条第7号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものを非開示情報として規定している。同号の趣旨は、県の機関等が行う事務又は事業は、法令等に基づき公益に適合するように行わなければならない、自らの判断と責任において適正に遂行することが求められていることから、開示することにより、これらの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、非開示とする合理的な理由があるとしたものである。
- (2) 実施機関は、通し番号1～31、33、37、38、40、41、43、46～52、54～62、64、67～69、76、81、82、84、87～90、94、100、106～108、110、111、119、121～123、125、127、128、130、132、133、135～137、139、141～143、145、150、152、156、161、164～172、174、175、177、179、181、182、184～187、192、195～201、205、207～209、211、216～220、222、223、227～231、23

5、240、241、243～246、249～251、253～255、257、262～265、269、270、273、275、276、279、281、282、285、286、288、289、293、294、301、302、306、309、313、315、318、319、321、322、324～326、328、330、334に記載されている情報について同号が該当するとしている。(このうち61、88、90、92、107、110、111、131、157については同条第3号にも該当するとしている。)

この点について審査請求人は、成人となった審査請求人が、未成年の間に受けた一時保護処分に関し全ての情報を知る利益が、客観的具体的に想定される、本件処分により非開示とされた情報を開示することにより生じる不利益よりも遥かに大きいものと考えられるから、本件処分は、旧条例第16条第7号の解釈・適用を誤った違法があるというべきであると主張する。

- (3) 当審査会が当該非開示部分に記載されている情報について検分したところ、通し番号125、130、142、145、150、192、231以外の非開示部分については、①虐待通告者に関する情報又は虐待通告者から聴取した情報を基に記載された情報、②関係機関から提供された情報や関係機関とのやりとりが記録されているもの、③本件児童(審査請求人)や関係者に関する率直な評価、判定、所見等が記載されていることが確認できた。

上記①の情報については、虐待通告者が誰であるか、どのような内容で通告したのかを開示することによって、通告すること自体を躊躇わせ、萎縮させるおそれがあり、また、正確な情報での通告が阻害されるおそれがある。したがって、被措置児童等の権利擁護に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

上記②の情報については、関係機関としては児童相談所との調整内容及び児童相談所に提供した情報が要援助者である本件児童(審査請求人)に開示されるとは想定していないと考えられ、このような情報を開示すると、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

上記③の情報については、本件児童(審査請求人)及び関係者に関する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものであるから、これを開示すると今後対象児童と同様の立場にある児童について詳細な記載ができなくなるなど、当該事務及び今後の同種事務の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を非開示とした実施機関の判断は妥当であ

る。

(4) 一方、通し番号125、130、142、145、150、192、231については、これを開示することにより、上記の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものとは認められない。

ア 通し番号125、130、142については、児童相談所職員間の連絡に関する情報であり、外部の関係機関から提供された情報ではないから、これを開示することにより児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものとは認められない。

イ 通し番号145、150については、関係機関(〇〇〇〇)との連絡等の内容が記載されているものであるが、その内容は事務的な連絡についてのものであり、これを開示することにより、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものとは認められない。

ただし、通し番号150のうち、〇〇〇〇の職員の氏名が記載されている部分は、特定の個人を識別できる情報であり、旧条例第16条第3号本文に該当すると認められるから、当該部分については非開示とすることが妥当である。

ウ 通し番号192、231については、関係機関(〇〇〇〇)における請求者本人との面接(192)及び医師との面談(231)の内容が記載されているが、前後の記載が開示されているのに対し、当該部分だけが非開示とされる理由について実施機関から明確な説明がなく、これを開示することにより、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、児童相談所の相談援助活動の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものとは認められない。

エ したがって、通し番号125、130、142、145、150(個人名(〇〇〇〇職員)に関する情報を除く。)、192、231については、上記の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものとは認められず、本号に該当するものではないから、開示するのが妥当である。

#### 4 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

なお、次のとおり付言する。

本件審査請求が提起されてから、実施機関が審査会に諮問するまでに1年もの期間を要している。対象となった個人情報を含む文書の分量が多い

ことや変更決定を行うための検討に時間を要したことなどの事情があるとはいえ、簡易迅速な手続を目的とする行政不服審査制度の趣旨にかなうものではない。実施機関においては適切かつ迅速な手続処理を行うことが望まれる。

#### 第8 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	小野寺 倫 子	秋田大学教育文化学部准教授
会 長	面 山 恭 子	弁護士
会長代理	加 藤 謙	弁護士
	佐々木 俊 幸	弁護士
	鈴 木 明 文	秋田県医師会顧問

※別表1・2省略